

# 100万人の市民の思いが『改正市民案』に！

## 容器包装リサイクル法 改正市民案ができました



2003年10月、「容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク」(以下、全国ネット)では、『税金でリサイクルを進める容器包装リサイクル法を、ごみを減らすための法律に変えよう!』と呼びかけを進めました。呼びかけの環はずか半年余りの間に、全国、津々浦々に広がり、2004年6月までに全国からおよそ100万筆の賛同署名が寄せられ、国の見直しの動きを加速することができました。

このため全国ネットでは、次のステップとして、“市民の思い”を具体的な改正案に実らせる検討に着手し、2005年1月、「容器包装リサイクル法 改正市民案」を完成しました。

(改正市民案の本文は、全国ネット発行の「改正市民案パンフレット」をご覧ください)

全国ネット：E-mail [reuse@citizens-i.org](mailto:reuse@citizens-i.org) <http://www.citizens-i.org/gomi0/> TEL03-3234-3844 FAX03-3263-9463

## 改正市民案のポイントをお知らせします

### ・まずリデュース つぎにリユース そしてリサイクルの順番を大切にします

(1-1) どんなことでも『情報公開』が基本です。このため、国、自治体、事業者に対して、3Rの順番に必要な情報を、わかりやすく市民に公開することを義務とします。

例えば、「自治体の分別収集の費用はいくらなの?」、「選別してごみになった残渣の量はどのくらい?」、「再商品化する事業者の落札した価格はいくらなの?」、「リサイクルに向かない容器包装の実態は!?」、「分別した容器包装は、どんなものにリサイクルされたの?」、「指定法人の透明性は?」、「容器包装別のライフサイクルアセスメントは?」などなど。市民に“知る権利”のある情報について、国、自治体、事業者に対して公開することを義務付けます。

(1-2) ごみを減らすためには、消費者マインド(意識)を高めることもポイントですから、消費者の環境マインドを高めるために『環境メッセージの表示』を制度化します。

表示する内容としては、リユースやリサイクルの意義や環境負荷の低減効果などを想定します。

例えば、「回収率75%のリターナブルびん1本では地球を温暖化するCO<sub>2</sub>の排出を220g減らせます」とか「エコミシュランのような場合には、リターナブル容器には、マテリアリサイクルには、ケミカルリサイクルには、リサイクルに向かないものは無印とするなど」、わかりやすく具体的な表示が望まれます。

(1-3) 3Rの優先順位から言えば、リサイクルに向かないものこそ重い負担とすべきですから、そのような容器包装には『3R負担金』を課し、リターナブル容器の普及に使います。

ここでは、発生抑制の観点に立ちながら、同時に「リサイクルに向かないリサイクル リユース」と2段階も優先するリターナブル容器の普及を進めるための革新的な制度です。リサイクルに向かない容器包装としては、例えば乳白色や緑色のびん、塩ビ包装や複合素材などが想定されます。

## .経済的な手法を盛り込み、リターナブル容器を普及します

(2-1) これからリターナブル容器を増やそうとする場合には、目指す目標が必要ですので、国が、リターナブル容器が望ましい品目を特定し、『目標利用率』を設定します。

国が、まずは今でもリターナブル容器が使われている「ビール」や「お酒」などの品目を特定し、リターナブル容器を利用した(生産・販売)割合の数値目標や達成すべき目標年度を定めます。さらに、特定する品目を段階的に増やしていき、実現可能なレベルから順次、ステップアップをはかります。

(2-2) リターナブル容器が普及するポイントは、販売事業者が取り扱うことにありますので、回収に手間ひまのかかる販売事業者に対し、『回収支援金』を直接、補助します。

中身メーカーが、リターナブル容器を使いたくても、販売事業者が取り扱ってあげなければ普及はしません。また、リターナブル容器を取り扱う事業者には、消費者へのPRや回収用コンテナの購入など多くの費用がかかります。このため、手間ひまのかかる販売事業者に対し、リターナブル容器の回収本数に応じた支援金を補助することがとても効果的なのです。

なお、回収支援金の単価としては、販売事業者が回収を促進するために、デポジット(預かり金)を上乗せ販売しても価格競争力が十分維持できる程度の金額が望まれます。

## .集めることも事業者の役割に転換し、リサイクルの制度を改善します

(3-1) 事業者に、より一層のリデュース、リユースを促し、リサイクルの効率化を進めるためには、税負担でリサイクル収集する“しくみ”を見直すことがポイントですから、自治体の役割であった『収集は、“容器包装を作り、選んだ事業者\*”の役割に転換』し、その費用を商品の価格に含めるように改善します。

\*再商品化義務を担う特定事業者と同じ、「特定容器の製造事業者と利用事業者及び輸入業者」、「特定包装の利用事業者及び輸入業者」

特定事業者は、自ら収集・再商品化を行うか、再商品化と同じように指定法人に委託をします。委託を受けた指定法人が効率的な収集費用で自治体や民間業者に収集業務を委託する“しくみ”になります。このため、基本的に自治体には分別収集の役割はなくなりませんが、転換期には、多くの自治体が委託を受けて分別収集を行うことが想定されます。(なお、収集費用の税負担がなくなれば、当然、地方税の減税が必要となりますが、方向性としては地域医療や地域福祉等の充実による住民への還元が望まれます)

将来的には、自治体の協力を受けながら指定法人が広域収集等を促していき、社会全体のリサイクル効率を高めながら、より循環コストの低いリサイクルを促進することを目指します。

(3-2) 市民感覚に合った形で、『わかりやすい分別方法』に見直します。

有料のレジ袋もクリーニングの袋も、分別してリサイクルする対象に含めます。また、容器包装の中で最も使用量が多い「その他プラスチック」については、マテリアルリサイクルに適している白色トレイや、ボトル、レジ袋などを対象とした「(仮称)良質プラスチック」区分を新たに設けて、「その他プラスチック」と区分します。

(3-3) 分別排出や広域収集を促すため、『容器包装の出し方や集められ方を統一』します。

旅行に行っても、転居しても、市民が分別に迷わなくて済むように、さらには、効率的な分別収集が進められるようにするために、リサイクルする容器包装の出し方や集められ方を国が統一をはかります。